

岐阜県公報

第二千七百五十号
平成二十八年五月二十七日

(金 曜 日)

目 次

告 示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 三三九

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 三三九

道路の供用開始

(道路維持課) 三四三

岐阜都市計画公園事業の認可

(都市公園課) 三四三

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(選挙管理委員会) 三四四

個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し

(同) 三四四

公 示

落札者等に関する公示

(情報企画課) 三四四

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 三四五

土地改良区役員の退任及び就任

(恵那農林事務所) 三四七

告 示

岐阜県告示第百四十二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	場 所	配 給 社 会 等
映 画	エロ風俗 やらせておさばる女たち		新 東 宝 映 画

2 指定年月日

平成28年5月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市下之保字上タラキ五一四二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上タラキ五一四二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市洞戸阿部字洞口一七六六の一の一、一七六六の一の二、字上ノ石一七七二の四から一七七二の九まで、字右ヶ洞一八〇三から一八〇五まで、一八〇六の一、一八〇六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市宮川町菅沼字下島三三六の二、字西ノ尾五〇七、宮川町種蔵字井ノコ谷四八八の一、四八八の一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町下之本字日面山七八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古 田 肇

本巢市木知原字三ツ谷一―八四の一、一―八四の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝奥住字水沢上三四三九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬惣島字阿れ田一七二七の二、一七二七の三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町中呂字アラヤ九四三の一、九四四の一、九四五、九四六の一、九四六
の二、字タヤノ平一五四〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町三掛字中平五四五の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町谷汲名札字一ノ木八八二の二、字小田八八九の二
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
谷汲名札字一ノ木八八二の二（次の図に示す部分に限る。）、字小田八八九の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年五月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	金山線	加茂郡川辺町比久見字上之番 一六〇八番二地先から 同郡同町下吉田字沢尻一 〇〇番一地先まで	三九・〇	平成 二六・五・二七	平成 二六・一・三

岐阜県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画公園事業 5・6・6号 岐阜ファミリーパーク
- 三 事業施行期間
平成二十八年五月二十七日から
平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 岐阜市北野北及び出屋敷地内
使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変	更	後	変	更	前
社会福祉法人サンシャイン福祉振興会 地域密着型特別養護老人ホームあい らんど美濃白川			社会福祉法人白泉会 地域密着型特別養 護老人ホームあいらんど美濃白川		

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四号）第六十一条第一項第三号の限りによる個人

演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
関 市	関市河戸上萱谷集会所	関市河戸萱谷913番地4
	関市富之保栗野集会所	関市富之保2293番地1
下 田 市	下田市小坂山村開発センター 大ホール	下田市小坂町小坂町815番地1

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県長 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量、ライクナンバー専用端末等の購入等及び保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成28年3月1日
- 4 落札者を決定した日 平成28年4月11日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23番20号

株式会社大塚商会 中部支店
支店長 猪岡 義昭

6 落札金額 28,955,880円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課社会保障・税番号制度係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者並びに監査人の公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びについて公示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 マイナンバーネットワーク等の構築及び運用保守業務

一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成28年3月1日

4 落札者を決定した日 平成28年4月11日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄三丁目17番12号

株式会社日立製作所 中部支社

支社長 菊野 仁史

6 落札金額 82,836,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課社会保障・税番号制度係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
高山市

二 調査を行った地域
岐阜県高山市丹生川町折敷地の一部（折敷地）

三 調査を行った期間
平成十九年度から平成二十一年度まで

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍図
岐阜県高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十八年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
多治見市

二 調査を行った地域
岐阜県多治見市東町の全部（東町）

三 調査を行った期間
平成十六年度から平成十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県多治見市（東町の全部）の地籍図
岐阜県多治見市（東町の全部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字加子母の一部（小郷東）（）

三 調査を行った期間

平成二十四年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字加子母の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字加子母の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

美濃加茂市

二 調査を行った地域

岐阜県美濃加茂市伊深町の一部（伊深2）

三 調査を行った期間

平成二十五年年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍図

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市小川の一部（大淵4地区）

三 調査を行った期間

平成二十一年年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（小川の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（小川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年五月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（上親田）

三 調査を行った期間

平成二十六年年度から平成二十七年年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年五月二十七日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏 名 住 所

えな土地改良区 平成 六・四・三五 理事 遠藤博隆 恵那市笠置町姫栗 七九一番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏 名 住 所
えな土地改良区 平成 六・四・三五 理事 小川智明 恵那市笠置町毛呂窪一六六五番地一

平成二十八年五月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社